

世羅町雇用維持支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた状況にあっても、雇用維持に努力されている事業者を支援します

対象

令和3年4月から9月までの期間内に雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の申請を行い支給決定となった事業所

金額

1事業者あたり

10万円

+

雇用調整助成金等の対象となった世羅町在住の従業員一人につき

1万円

◆◆◆ 申請手続き ◆◆◆

申請期限

令和4年1月31日（月）※消印有効

交付要件

- 広島県内に本店がある中小事業者
- 世羅町内に事業所を有している町税の納税義務者であること
- 令和3年4月から9月の間に雇用調整助成金等の交付決定を受けていること
- 広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録していること

必要書類

- ①申請書、名簿、誓約書兼同意書
- ②雇用調整助成金等の交付決定通知書の写し
- ③雇用調整助成金等の申請書の対象者氏名が確認できる書類の写し
- ④町税の納税証明書又は滞納のない証明書
- ⑤振込口座が確認出来る書類（通帳の見開きページ）

お問合せは **世羅町商工会**

申込書は「まるせら」
<https://marusera.com>
からダウンロード

☎ 22-0529（担当：立田・濱崎・河村）